

申告書はご自分で作成して提出はお早めに

税務署での平成 24 年分申告相談及び申告書の受付は

所得 税 2月18日(月) から 3月15日(金)

贈与 税 2月1日(金) から 3月15日(金)

**個人事業者の
消費税及び地方消費税** 2月18日(月) から 4月1日(月) までです。

申告書は e-Tax による送信や郵便又は信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。

なお、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンで記載した「控え」と所要額の切手を貼った返信用封筒（返信先を記入願います。）を同封してください。

還付金の受取は預貯金口座への振込みをご利用ください。

納税には、振替納税をご利用ください。

平成 24 年分の確定申告分の振替納付日は、

所得 税 4月22日(月)

**個人事業者の
消費税及び地方消費税** 4月24日(水) です。

- 申告と納税はe-Tax(イータックス)をご利用ください。
自宅や事務所からインターネットを利用して申告や納税ができる便利なシステムです。
※振替納税や e-Taxをご利用いただくためには、事前の手続が必要です。
- 申告書の作成を税理士に依頼される際には、にせ税理士にご注意ください。



申告・納税もネットから快適に！

詳しくは、

イータックス

検索

 国税局・税務署

寄附金・義援金を 支出された方へ

- 個人の方が、国や地方公共団体などに寄附金・義援金（東日本大震災に係る寄附金等も含まれます。）を支払った場合には、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。
- 詳しくは、最寄りの税務署または国税庁ホームページまで。
- 確定申告書の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



住宅等に原状回復の ための支出をした方へ

- 東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
- 震災による損害を受けた住宅や家財などの原状回復費用を支出した方は、所得税の計算上、「雑損控除」としてその支出額に基づき計算した金額を所得金額から控除することができます。
- 詳しくは、最寄りの税務署または国税庁ホームページまで。



- 確定申告書の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

新宿税務署からのお知らせ

税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」に ご注意ください！

税務職員を装い現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

また、税務署をかたった不審な文書、東京国税局を名乗る不審な音声ガイダンスによる電話、「国税局税務課」などと国税局を装った不審なメールが送信されるといった、新たな「振り込め詐欺」も発生しています。

税務署や国税局では・・・

- ①還付金受取のために現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作を求めることはありません。
- ②国税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- ③音声テープによる税金に関する還付のお知らせは行っておりません。
- ④電子メールによる納税に関する催告や還付のお知らせは行っておりません。

上記内容を求める不審な電話等があった場合は、指示された電話番号等への連絡やメール本文のリンクアドレスを安易にクリックすることなく、最寄りの税務署までお問い合わせください。

（連絡先） 新宿税務署 総務課 03（3362）7151

※電話は自動音声にてご案内しておりますので、「2」を選択してください。

パソコンによる所得税及び個人消費税等の確定申告書等作成のアドバイスを行う
「確定申告センター」を西新宿に開設します。

※お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。

- 開設期間 平成 25 年 2 月 7 日(木)～3月 15 日(金)
(ただし、土、日曜及び祝日を除く。)
- 開設時間 受付 午前9時から午後4時まで
(提出は午後5時まで)
相談 午前9時 15 分から午後5時まで
- 開設場所 「アクアプラザ」
新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランド地下 1 階
- 土地、建物及び株式等の売却による譲渡所得や贈与税の申告書等作成のアドバイスは行いません。
- 外部記録媒体(USBメモリやフロッピーディスク等)の使用はできませんので、ご注意ください。



国税局・税務署

確定申告書等を郵便等で提出される方へ

郵便等で提出される方は、封筒に、ご自分の住所・氏名をお書きください。

確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えに住所、氏名等をボールペンで記載し、所要額の**切手を貼った返信用封筒**(返送先を記入願います。)を同封してください。

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に該当しますので、郵便又は信書便で送付してください。

この場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなすこととなりますが、郵便又は信書便以外(ゆうパックや宅配便等)で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。